

昭和五十八年一月 日

社団法人日本書籍出版協会
理事長 服部敏幸

第十五期国語審議会

会長 有光次郎 殿

「仮名遣い問題」についての意見書

第十五期国語審議会における「現代仮名遣い」の審議に関し、以下の通り要望する。

昭和二十一年に制定告示された「現代かなづかい」は、戦後に制定された各種の国語施策の中で最も国民の中に浸透定着したものと思われる。したがって、今回これを大きく改変することは、国民の言語生活の上に非常な混乱をもたらすことになり、望ましいことではない。

また、出版事業は、文化を後世に伝える重要な使命から、永続性をもつ出版物を数多く刊行している。「仮名遣い」の改変が、すでに刊行されているそれらの出版物の表記上の改訂作業を必要とするとなると、多くの読者に無用の混乱を招くとともにそれぞれの出版社にとっては、負担を要することになる。したがって、この点においても我々出版業界として大幅

な改変は望むところではない。

「仮名遣い」の審議にあつて、右の趣旨を充分ご留意の上、慎重に検討されるとともに、左記の事柄について配慮されることを希望する。

記

要望事項

- 一、「現代仮名遣い」の原則は変えない。
- 二、「エ列・オ列長音」、「じ・ぢ」「ず・づ」、助詞「は・へ・を」など、表記上によつてあるもの、使用上迷うものなどは、具体例を原則のあとに数多く示す。
- 三、答申・内閣告示の際にまとめられる「仮名遣い」の内容に関しては、従来のような「歴史的かなづかい」と対比した形をとらず、現代語音に対応させた形式で示すことが望ましい。(その場合、「ぢ・づ」、助詞「は・へ・を」の扱いは例外とする。)
- 四、従来の内閣告示「現代かなづかい」の中で用いられた「なるべく」「本則とする」「さしつかえない」などの語句を用いる場合は、慎重な配慮をされるよう要望する。

以上